

第3号議案

会計規程の一部改正について（案）

◎渋川学区まちづくり協議会会計規程施行細則の一部を次のように改正する。

1. 第2条（市交付金等）の

「草津市交付金等は、地域一括交付金、がんばる地域応援交付金、まちづくり協議会運営交付金、健康のまち草津モデル事業補助金、指定管理料、およびその他補助金として協議会に交付される資金をいう。会計責任者および出納責任者はその取扱いについて、事業推進担当者に周知しなければならない。」を

「草津市交付金等は、地域まちづくり一括交付金、地域課題解決応援交付金、指定管理料、およびその他補助金として協議会に交付される資金をいう。会計責任者および出納責任者はその取扱いについて、事業推進担当者に周知しなければならない。」に改める。

また、

「①地域一括交付金の交付対象となる事業への取り組みについては、理事会で協議の上所管部署を決定し、事業計画案として総会に諮る。」を

「①地域まちづくり一括交付金の交付対象となる事業への取り組みについては、理事会で協議の上所管部署を決定し、事業計画案として総会に諮る。」に改める。

「②がんばる地域応援交付金は、渋川学区ががんばる地域応援事業計画に基づいて交付される資金であり、一般会計と分離された特別会計において処理する。」を

「②地域課題解決応援交付金は、渋川学区まちづくり計画に基づいて交付される資金であり、一般会計と分離された特別会計において処理する。」に改め、「がんばる地域応援事業特別会計」を廃止し、「地域課題解決応援事業特別会計」を設置する。

「③まちづくり協議会運営交付金は、協議会職員雇用に関する経費および協議会運営に関する必要経費に充てる。」および

「④健康のまち草津モデル事業補助金は、いきいき渋川まちづくり事業計画に基づいて交付される資金であり、一般会計と分離された特別会計において処理する。」を抹消する。

「⑤指定管理料は、渋川まちづくりセンター管理運営事業計画に基づいて交付される資金であり、一般会計と分離された特別会計において処理する。」を

「③指定管理料は、渋川まちづくりセンター管理運営事業計画に基づいて交付される資金であり、一般会計と分離された特別会計において処理する。」に改める。

2. 第7条（その他）の

「この施行細則に定めるものの他、理事会の承認を経て会長が別途定める。」に

「また、この施行細則については、理事会の議決でもって改正できるものとする。」

を加える。